

## 大垣都市計画地区計画の変更（垂井町決定）

都市計画 栗原工業団地地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	栗原工業団地地区 地区計画	
位 置	垂井町栗原字大正の一部	
面 積	約 2 1 . 3 h a	
地区計画の目標	<p>本計画地区は、垂井町の南部に位置し、南側及び東の養老町側においては大規模な工業団地が既に形成されている。また、平成 30 年 6 月開通の名神高速道路養老 S A スマート I C により、高速道路へのアクセスが向上し、町の南の玄関口として開発が見込まれる区域である。このため、周辺環境に配慮しつつ、立地条件を生かした良好な産業集積地として整備することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>既存工業団地に隣接し、交通アクセスも良い地区であることから、建築物等の用途の制限を行いながら、緩衝帯などを設け周辺環境に配慮した一体的、適正な工業団地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>工業地域としての機能性を確保するため、地区内の主な道路は 9 m の幅員を確保し、地区内交通の安全・円滑化を図るとともに、周辺環境に配慮するため、水路を適切に配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、周辺環境に配慮した良好な工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>下流河川の状況を鑑みて必要な場合は、岐阜県宅地開発指導要領に基づき、開発者負担により調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な地区を整備する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			1号道路	9m	約 655m	計画図のとおり
			2号道路	9m	約 165m	計画図のとおり
			3号道路	9m	約 170m	計画図のとおり
			4号道路	2~9m	約 408m	計画図のとおり
		5号道路 (歩道)	5m	約 383m	計画図のとおり	
		水路	水路	2~5m	約 1,258m	計画図のとおり
	その他の 公共空地	歩道	3m	約 150m	計画図のとおり	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項に掲げる建築物を建築してはならない。				

「区域及び地区施設は計画図表示のとおり」

変更理由

地域の雇用場として更なる産業集積地を整備し、地域の活性化に寄与することを目的として、本地区周辺の既存工場を含めた範囲を工業団地としてより一体的な土地利用を図る地区計画とする都市計画の変更をするものである。



見通し線

河川境界

見通し線

水路境界

区画道路2号 (W9m L約165m)

水路 (W2~5m L約1258m)

区画道路4号 (W2~8m L約3408m)

栗原

区画道路1号 (W9m L約5655m)

道路境界

筆界

筆界

行政境界

区画道路3号 (W9m L約170m)

その他の公共空地 (W2m L約150m)

水路境界

道路中心

道路中心

道路中心

道路中心

凡例

	栗原工業団地地区地区計画
	地区計画区域線
	道路(地区施設)
	道路(歩道)(地区施設)
	水路(地区施設)
	その他の公共空地(地区施設)

S=1:2500

100m

200m